

# 「教養教育」評価報告書

(平成12年度着手継続分 全学テーマ別評価)

富 山 大 学

平成15年3月  
大学評価・学位授与機構



## 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

### 大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

#### 1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

#### 2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
- 分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
- 分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

#### 3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

### 全学テーマ別評価「教養教育」について

#### 1 評価の対象

本テーマでは、学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための教育）について、各大学が整理した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について、評価を実施した。

この定義から、本評価では一般教育的内容を全部又は一部含む教育を対象とし、教養学部等における専門教育は取り扱わなかった。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く 95 大学）とした。

#### 2 評価の内容・方法

評価は、大学の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 4 つの評価項目により実施した。

- 実施体制、
- 教育課程の編成、
- 教育方法、
- 教育の効果

#### 3 評価のプロセス

- (1) 評価の準備のため、各大学の目的及び目標、取組状況等を調査し、実状調査報告書として平成 13 年 9 月に公表した。
- (2) 大学においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構へ提出した。
- (3) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月に評価結果を決定した。
- (4) 機構は、評価結果に対する対象大学の意見の申立てのを行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月に評価結果を確定した。

#### 4 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「教養教育に関するとりえ方」及び「教養教育に関する目的及び目標」は、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
- ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

（教育の効果の評価項目では、「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学の設定した目的及び目標に対するものであり、大学間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価に用いた観点及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

#### 5 本報告書の公表

本報告書は、大学及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

## 対象機関の概要

大学から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：富山大学
- 2 所在地：富山県富山市
- 3 学部・研究科構成  
(学部) 人文, 教育, 経済, 理, 工  
(研究科) 人文科学(修士課程), 教育学(修士課程),  
経済学(修士課程), 理工学(博士課程)
- 4 学生総数及び教員総数  
総数 7,251 名  
(うち学部学生数 6,551 名)  
教員総数 471 名
- 5 特徴

1) 本学では昭和 60 年 9 月, 高岡市にあった工学部の富山市五福への移転が終了し, キャンパスの集中化が完了した。富山県は環日本海地域の中央部に位置し, 全国的な企業も多く, 経済的活力に富んでいる。富山市は, 富山県の平野部のほぼ真ん中にあり, 経済・文化・政治の中心でもある。本学のある五福地区は, そのような富山市街の近郊, 交通至便の地にあり, 県内のどの地域からもアクセスしやすい場所に位置している。

2) 本学は, 昭和 24 年 5 月に, それまで富山県内に所在した富山師範学校, 富山薬学専門学校, 富山高等学校, 高岡高等商業学校, 高岡工業専門学校, 富山青年師範学校などを基礎に, 文理学部, 教育学部, 薬学部, 工学部からなる新制大学として設置された。昭和 28 年 8 月に経済学部を設置し, 昭和 34 年 4 月には経営短期大学部を併設した(昼夜開講制の導入に伴い平成 2 年 3 月廃止)。昭和 42 年 4 月, 文理学部を一部改組して教養部を設置した。昭和 51 年, 富山医科薬科大学の新設に伴い薬学部を同大学に移管。昭和 52 年 5 月には, 文理学部を改組し, 人文学部と理学部を設置した。こうして本学は, いずれも豊かで個性的な伝統をもつ 5 学部から構成され, 学部構成の点からみて, 人文科学, 社会科学, 自然科学のバランスの取れた中規模な総合大学へと成長してきた。この間, 平成 5 年 3 月に教養部を廃止し, 以後, センターをも含む全学の教員全員(助手は除く)で教養教育を担当している。なお, 専任教員の所属するセンターとして, 保健管理, 地域共同研究, 生涯学習教育研究, 総合情報処理, 留学生, 水素同位体科学研究, 機器分析, 極東地域研究, の 8 センターがある。

## 教養教育に関する考え方

大学から提出された自己評価書から転載

- 1 富山大学の教育理念と教養教育：  
教養教育を「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い, 豊かな人間性を涵養する」(大学設置基準, 第 19 条 2 項)ものとするなら, 本学は教養教育を教育理念・教育目標として最重要課題としてきた。  
本学は既に平成 4 年, 「未来に向けて変わることのない価値観としての『高度の倫理観に基づく豊かな人間性を培う』という理念を置き, その専門分野の如何にかかわらず, 人間の価値観や生き方の多様性を理解し, 理性に支えられた社会的使命感を持たせるための教育を行う」(「富山大学教育課程編成方針」)ことを, 総合大学として全学に共通する教育理念とした。この理念は, 平成 5 年の教養部廃止を経て, 「富山大学の基本理念」(平成 10 年度制定)の一つである「豊かな人間性と創造性を培う教育」として掲げられ, 今日まで一貫している。
- 2 4 年一貫教育の両輪としての教養教育と専門教育：  
教養教育を重視するこの理念の下, 本学は 4 年一貫教育の中で, 教養教育と専門教育とを大学教育の両輪として位置づけている。そして教養教育の目的を, 「学生は社会の国際化・情報化に対応して, 外国語を含む言語能力や情報活用力を養い, 広く学問の諸分野とその現代的意義などについて学ぶことによって, 自分の専門や行動を正しく位置づける広い視野・知識と健全な批判精神, 総合的判断力などを養成する」こととして, 専門教育と対比させつつ, 専門教育との有機的連携を目指している。この認識の下に, 学生は学部・学科を問わず同一のカリキュラムで教養教育を履修する。
- 3 教養教育と専門教育の有機的な連携を実現する全学出勤方式：  
この教育理念を実現するために, 人文科学, 社会科学, 自然科学のバランスの取れた学部構成・教員構成をもち, 統合キャンパスを有する中規模総合大学という本学の特徴を最大限に生かす「全学出勤方式」を採用している。すなわち, 全学の教員がそれぞれの専門分野に応じて担当する教養科目や共通基礎科目を重視することによって, この教育理念を実現しようとしている。そして, この全学出勤方式を機能的かつ実効的に運営する実施体制を打ちたてる一方で, 教育課程の編成等にも反映させているのである。

## 教養教育に関する目的及び目標

大学から提出された自己評価書から転載

本学は、平成 5 年度、平成 4 年制定の「教育課程編成方針」に基づく新たなカリキュラムを採用し、9 年度に多少手直ししたものの、現在も維持している。ただし、平成 10 年度、「基本理念」と「理念」を新たに定め、12 年度に「基本目標」「中期目標・中期計画」及び「平成 13 年度年度計画」を策定した。そこには教養教育に関する提言も含まれ、その中には、「編成方針」に先取りされていたものも新たに付加されたものもある。以下、「編成方針」に依拠し、「理念」以降に提起されたことをも可能な限り取り入れて、目的及び目標を整理する。なお、各目標の末尾の英文字は関連する目的を示す。

### 1 目的

- a. 学生は人間としての自覚を育み、自己の確立を図る。
- b. 学生は幅広い教養に支えられた豊かな人間性及び高度な倫理観を身につける。
- c. 学生は社会人・職業人として必要な知識・技能を修得する。
- d. 学生は国際化・情報化社会で活躍できる人材となる。
- e. 全学生は基本的に同じ枠組み(カリキュラム)の教養教育を受ける。
- f. 全教員は各自の専門にふさわしい仕方で教養教育を担当する。
- g. 教養教育の実施にあたり、大学及び教員は自己啓発・自己改革に努める。

教養教育を通じて養成しようとする資質・能力といった、学生側の成果に関わるのが a d で、e g は本学の教養教育への取組みに関するものである。a d の成果はすぐに得られる性質のものではなく、特に a, b は評価するのに困難を伴うことが予想される。実際、a d のいずれの目的に対しても、同じ目標が複数関与する。

e, f は、一キャンパスからなるバランスのとれた総合大学という特質を最大限に生かそうとする全学出勤方式や全学共通カリキュラムが目指す目標に関係する。e g は a d の伝統的教養教育による普遍的な実りや、環日本海地域に位置する地域社会が本学の卒業生に求めている資質を養うために企図された目的でもある。

### 2 目標

1. 学生は価値観や生き方の多様性を認識し、人権を尊重する精神を養う。a, b

2. 学生は生命や自然を尊重する精神を養う。a, b
3. 学生は現代社会に関する認識を深化させ、理性に支えられた社会的使命感を身につける。a, b
4. 学生は生涯に亘って健全な社会生活を営めるよう、心身に関する正確な知識及び身体能力の維持・向上のための技術を身につける。a, b, c
5. 学生は総合的な判断力を身につけると共に、生涯に亘って主体的に学び続ける態度を養う。a, b, c, d
6. 学生は自らの文化と世界の文化を正しく理解し、異文化理解を促進する。a, b, d
7. 大学は教養教育によって、大学での学びを通して身につけるべき社会人としての教養の端緒を、学生や社会に対して提示する。a, b, c, d, e
8. 学生は一つの専門分野に偏らない学習の機会を得、広い学問の諸分野とその現代的意義を知る。b
9. 学生は多様な外国語を習得する機会を得、専門教育の基礎となる外国語を習得すると共に、外国語コミュニケーション能力をはじめとする実用的な外国語能力を身につける。c, d
10. 学生は豊かなコミュニケーション能力及び最新の情報活用能力を身につける。c, d
11. 学生は楔形方式によって適切な学年で履修し、様々な知的レベルに応じて教養を深化させる。e
12. 全学生は共通の場で学び、同窓意識を育む。e
13. 全教員が関わることにより、適切な少人数教育を実現する。f
14. 全教員は授業科目ごとに学部横断的に教員集団を組織し、それを基本単位とする教養教育実施組織を設け、委員会方式で運営する。f
15. 全教員が積極的に教養教育に関わることにより、専門と教養の有機的な連携を図ると共に、教員の教養教育を重視する意識を高める。f
16. 地域に唯一の総合大学にふさわしい機能的で魅力ある教育環境を整備・充実する。f, g
17. 教員は専門分野の枠や、これにしばられた教育方法にとらわれることなく教育能力を向上させる。g
18. 教員は多様な学生に教育する機会を得ることで教育能力を向上させる。g
19. 教養教育の内容・実施体制を適宜、見直して問題点を明確にし、改善するためのシステムを確立する。g

## 評価項目ごとの評価結果

### 1. 実施体制

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

##### 教養教育の実施組織に関する状況について

教育課程を編成するための組織としては、大学教育全般を検討する「大学教育委員会」（委員長は学長）の下に、「教養教育実施機構」（機構長は副学長）が置かれ、さらに教養教育関連の協議会・委員会・部会を設置し、全教員が参画する形で機能しており、相応である。

教養教育を担当する教員体制としては、全学出勤方式を採用し「教養教育実施機構」の下に、教員の専門分野を踏まえ、希望に応じて全教員が原則として人文・社会・自然・外国語・保健体育の5部会、状況に応じ情報処理教育・言語表現教育・総合科目の3部会に属する体制を敷き、教員の特性を活かして多面的に参画できる体制が工夫されており、優れている。

また、外国語・保健体育科目の担当教員の採用にあたっては、教養教育を考慮した人事の工夫はされているが、結果的には非常勤講師への依存度が高い。やむを得ない現状もあるが、改善を検討する必要があるが相応である。

教養教育の実施を補助、支援する体制としては、教養教育事務組織を一元化した教養教育改革推進室、総合情報処理センター及び附属図書館において、教務関係事務の面、情報処理科目の面（ティーチング・アシスタント(TA)の活用含む。）及び学生用図書を選定・活用等の面で整備されており、相応である。

教養教育を検討するための組織としては、教養教育運営協議会がその下に置く教養教育企画専門委員会において、教養教育に係る自己点検・評価を行っている。また、教養教育検討特別委員会において、平成12年度以降、教養教育の抜本的な見直しに取り組んでおり、相応である。

##### 目的及び目標の周知・公表に関する状況について

目的及び目標の趣旨の教職員、学生等における周知としては、学生に対しては、ビデオを利用したオリエンテーションでの説明、3種類の異なるパンフレットの配布などにより目的及び目標の趣旨の周知に努めており、過去に行ったアンケートの結果から間接的ではあるが、目的・目標は周知されていると推測され、相応である。

全教員に対しては、同種の3種類のパンフレットと月刊の教養関係ニュースレターを配布し、新任教員については研修により、職員に対しても同じニュースレターを配布し周知に努めており、周知の程度は確認に至ってははいないものの相応である。

目的及び目標の趣旨の学外者への公表としては、パンフレッ

トとホームページにより公表されているが、いずれも付加的な取組に留まっており、一部問題があるが相応である。

##### 教養教育の改善のための取組状況について

学生による授業評価としては、平成5年度から平成11年度にかけて教養教育に関するアンケート調査を実施し、それをまとめた5冊の報告書等を作成している。継続性と部会による取組の密度差に問題点があるものの、相応である。

ファカルティ・ディベロップメントとしては、平成10年度以降、毎年教養教育に関する全学シンポジウムや研修会を開催しているが、参加人数は必ずしも多いとは言えず、それを補うため報告書を作成し、全学教員に配布している。参加者の増加を図る対策が必要ではあるが、相応である。

また、教養教育に関する大学主催の講演会の実施、言語表現教育部会主催の研修会の実施や『紀要』の発行、一部の授業科目での公開授業の開催とその報告書の作成と全教員へのフィードバック、他大学で開催される講演会、研修会等への参加などの取組が行われており、相応である。

取組状況や問題点を把握するシステムとしては、教養教育運営協議会において、学生へのアンケート調査及び教員研修会などでの問題点、学部からの問題提起ないし要望等を把握している。また、教養教育検討特別委員会においては、教養教育の根本に関わる問題点を把握するようにしており、相応である。

問題点を改善に結びつけるシステムとしては、問題点を把握している教養教育運営協議会及び教養教育検討特別委員会において検討し、改善を進めている。大学の再編統合等やむを得ない事情もあり、最近年の活動が後退気味ではあるものの、相応である。

##### 貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

##### 特に優れた点及び改善を要する点等

全学出勤方式により、教養教育実施機構の下に置かれる人文・社会・自然・外国語・保健体育の5部会のいずれかに、教員の専門分野を踏まえた希望に応じて全教員が原則として属し、その上で希望によって、部会の上で希望が得られれば、同様に置かれる情報処理教育・言語表現教育・総合科目の3部会に属し、当初に属した部会の授業を担当することなく、3つの部会の授業に専念できる教員を置いている。教員のそれぞれの特性を活かして教養教育に多面的に参画する体制が工夫されており、特に優れている。

## 2. 教育課程の編成

### 目的及び目標の達成への貢献の状況

#### 教育課程の編成に関する状況について

教育課程の編成の内容的な体系性としては、教育課程は「教養科目」、「共通基礎科目」、「専門科目」の区分で編成され、今回対象となる教養教育の授業科目区分は「教養科目」と「共通基礎科目」からなり、「教養科目」は1)「教養原論」と2)「総合科目」で構成され、1)「教養原論」では人文科学・社会科学・自然科学の各系列を設け、専門分野に偏らないよう学生に所属学部と異なる他系列履修を原則とし、「諸科学の考え方や全体像及び現代的意義」を学ばせるという意図に沿った授業科目が、2)「総合科目」では、各分野を横断する学際的・時事的な話題等、総合的にアプローチすることが望ましい授業科目が用意され、「共通基礎科目」は、1)「外国語科目」、2)「保健体育科目」、3)「情報処理科目」または4)「言語表現科目」で構成され、1)「外国語科目」では会話の習得など、実用的な外国語能力を身につけるための授業科目が、2)「保健体育科目」では健康管理及び体力増進を目的とし、地域的特性を活かした実技を取り入れた授業科目が、3)「情報処理科目」では情報科学の基礎知識及び数値計算の基礎技術を修得させる授業科目が、4)「言語表現科目」では日本語の正確で豊かな表現力を涵養する授業科目が用意されており、専門科目を履修する上で、また、社会生活を送る上で必要な基礎的技法（スキル）を修得させる意図に沿ったものとなっている。また、「外国語科目」ではTOEIC、TOEFL、英検、仏検等の資格試験の結果による単位認定が制度化されており、英検やTOEICでは実績も挙がっている。なお、自由単位枠の「教養原論演習」、単位取得を目的としない「コロキウム」といったユニークな授業科目は、開講数も少なく、また、特徴的な点としている「言語表現科目」も必修ではなく、履修者も多くはない点があるものの、全体としては目的・目標に沿った体系性に配慮がなされており、相応である。

教育課程の編成の実施形態（年次配当等）の体系性としては、4年一貫教育としているが、旧教養部の影響が残り、教養教育科目が主に1・2年次に配当されている。そのため、各年次に履修制限を設けたり、10単位の自由単位制度により高学年での履修を奨励する仕組みを設けるなど、目標に掲げた楔型履修を実施するための努力がなされている。また、学生にとって自由かつ主体的な履修が可能となるよう、例えば、同一科目名の授業科目をあえて同学期に複数開講することもいとわず、いずれの学期においてもなるべく多くの選択肢が提供されるように計らうなど、多様な授業科目の選択ができるよう、また、各分野を横断する科目である総合科目の履修を1年後期から始めるこ

ととしたことによって、多くの科目選択に時間に余裕ができるなど、それらの工夫は認められる。全体的に見た場合、楔型履修の実現にはなお、工夫が必要ではあるものの、実施形態の体系性としては、相応である。

教養教育と専門教育の関係としては、専門教育（専門科目）を履修する上で基礎として必要となる科目については、「共通基礎科目」と、それのない科目を、各学部が「専門基礎科目」として配当（1年次）することにより、その役割を明らかにしている。また、専門教育の科目には、「共通基礎科目」の「外国語科目」の履修を前提にした上での授業が組まれているもの、逆に「教養原論」のように、当該学部の関係する教養原論以外の教養原論を学ばせることにより、専門分野に偏らないで広い分野を学んだ後に専門教育を学ばせるなど、有機的な連携を図っている。なお、学部によっては、「専門基礎科目」を置かない学部があるが、必要な科目は「共通基礎科目」で履修できる。これらのことから、相応である。

#### 授業科目の内容に関する状況について

教育課程の授業科目への反映としては、特色あると自己評価した授業科目の内容を教養教育の目的、課程編成のねらいとの関連で例示的に紹介している。例えば、「価値観や生き方の多様性を認識し、人権を尊重する精神を養う」という目標に対して、「人間の尊厳に関わる判例を素材として、種々の比較考量」することなどを学ぶ「日本国憲法」（教養原論）を講義している。個々の授業の工夫がなされており、相応である。

授業科目と教育課程の一貫性としては、「教育課程編成方針」（平成4・5年決定）により、「教養原論」では人文・社会・自然の諸科学について、専門を異にする学生が興味・関心を持てるようなテーマを取り上げながら、各分野の諸科学の考え方や全体像、現代的意義が修得できる内容、「総合科目」では環境問題や情報化社会など、人文・社会・自然（工学）の各分野を横断するような学際的・時事的な内容、「外国語科目」では専門教育の基礎となる外国語の習得と外国語コミュニケーション能力等を身につける内容となっているなど、一貫性は配慮されている。これらのことから、相応である。

#### 貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、特色ある取組、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

### 3. 教育方法

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

授業形態及び学習指導法等に関する取組状況について  
授業形態（講義、演習など）としては、講義形態を主とする「教養科目」のうち予備登録を行っている「総合科目」では、最大受講者数を170人に限定するなど、適切な授業規模の維持に努めているが、受講生が極端に多くなったり、少なくなったり不均衡を生じている場合がある。「総合科目」の多くは複数の講師による連続講義形式が採られ、最終講義時にはパネルディスカッションや、学生と討論を行うものもあり、「教養原論」では「音楽」でリズム創作、「美術」で玩具の制作等、演習も取り入れられ、「音楽」においてはTAが活用されている。「共通基礎科目」では、「外国語科目」で少人数教育を実施し、一部ではディベート、ディスカッションを、「言語表現科目」ではディベートの他、主張訓練の体験学習、現役アナウンサーによるスピーチ実践、討論会などが取り入れられ、全ての「情報処理科目」、その他「言語表現科目」、「外国語科目」の一部においてTAが活用されている。これらのことから、受講生数への対応等について検討する必要があるものの、授業形態、運営の工夫がされており、相応である。

学力に即した対応としては、留学生初習英語クラスを設置するなど、外国語運用能力の育成に努力し、きめ細かい教育に取り組んでおり、相応である。

授業時間外の学習指導法としては、「平成13年度教養教育授業案内」によると、オフィス・アワーを設定している教員数は、前学期では218人中49人、後学期では179人中35人であり、設定している教員はあまり多い状況とは言えないものの、可能な教員から取り組んでいる。また、情報処理関係ではTAを活用している。これらのことから、相応である。

シラバスの内容と使用方法としては、年間5冊のシラバスを作成し、対象者全員に配布している。ウェブサイトでも閲覧ができる。内容については教養教育にほぼ必要な内容が盛り込まれているが、履修に必要な予習、復習等の自主学習等の内容については、一部に確認できるのみであった。このことから、一部問題があるが相応である。

学習環境（施設・設備等）に関する取組状況について  
授業に必要な施設・設備としては、「教室」、「教養教育端末室」、「各学部情報端末室」、「体育施設」及び「視聴覚機器」等は一応整備されており、一部利用実績が把握できない部分もあるものの、相応である。

自主学習のための施設・設備としては、附属図書館閲覧室、学生談話室、学生会館のホールや集会室が適度に設けられ、TOEIC 自習システムも設置されている。附属図書館閲覧室で

は平成13年4月から無線LANが使用できる状況になり、全763閲覧座席で各自のパソコンを使用しながら自習することができる状況になっている。また、TOEICの自習システムは平成13年度末導入後、その利用者は増加している。これらのことから、相応である。

学習に必要な図書、資料としては、学生用図書購入費の枠が措置され、全教員により教養教育と専門教育の両方の観点から選書されている。また、附属図書館は夜間10時までに加えて、土・日も開館されていることから、学生の図書館・蔵書の利用度はかなり高い。これらのことから、相応である。

IT学習環境としては、学内の全般的な情報化が進められており、教養教育関連としては、TOEIC自主学習にもITが活用されている。また、情報処理センターでは、1人1台のPCによる授業が可能であり、基本的に24時間開放された機種がある他、各学部無線LAN設備やDHCP情報コンセントを配置したスペースが数カ所設置されており、学生が学外からの利用も可能である。これらのことから、優れている。

#### 成績評価法に関する取組状況について

成績評価の一貫性としては、学内規則により、筆記試験又はその他の方法により、授業担当教官が行うこととなっており、成績は優（80～100）、良（70～79）、可（60～69）、不可（59以下）で評価されている。多様な評価方法が採られているが、評価は各教員の自由な判断に任されており、一貫性と公正性、明確性等については今後の検討課題であり、一部問題があるが相応である。

成績評価の厳格性としては、シラバスの「成績評価の方法」の項で多様な方法による総合的な成績評価法を学生に示している。成績の評価方法の取組として、学生及び教員にアンケート調査を行い、自己評価委員会及び教養教育実施専門委員会において検討し、シラバスの充実が図られたが、統一的・組織的な改善方を検討するには至っておらず、成績評価の厳格性についても今後の検討課題であり、一部問題があるが相応である。

#### 貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

成績評価の一貫性と厳格性について、組織的な検討を行い、全学的・統一的な対応方策を作り上げる必要があり、改善を要する点である。



## 4. 教育の効果

### 目的及び目標で意図した実績や効果の状況

#### 履修状況や学生による授業評価結果から判断した 教育の実績や効果について

学生の履修状況としては、履修状況は「言語表現科目」で履修者が多くはない点があるものの、「教養原論」をはじめほぼ良好な状況で履修されている。また、個々の学生の単位修得状況では、全科目平均してほぼ75%が単位を取得していた。「教養原論」では63%、「総合科目」では75%、「外国語科目」では83%、「保健体育科目」では82%、「情報処理科目」では93%、「言語表現科目」では71%となっており、「教養原論」においては、社会系が50%とやや低い状況になっているものの、「教養原論」の「他系履修」の原則もほぼ実行されている。これらのことから、一定の教育の効果が挙げられていると判断でき、相応である。

学生による授業評価結果としては、科目によって若干の差はあるものの、全学生を対象とした受講学生アンケート結果によれば、受講生の6～7割が有益または授業レベルが適切と評価している。概ね良好と判断できるが、「自発的な学習意欲が刺激される」、「自主的な判断が身に付く」という点では、約8割が教養教育に不満を感じており、今後、検討する必要がある。これらのことから、一部問題があるが相応である。

#### 専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した 教育の実績や効果について

専門教育実施担当教員（専門教育を担当する立場から）の判断としては、学生の教養教育の習熟度について直接的に把握できる資料・データはなかったが、教養教育の意義について教員からの小規模な意見聴取が行われ、これに拠れば、全学出席方式で教養教育独自の目的の共通認識があり、専門教育にとっての意義も認めているが、理系では語学教育に運用能力育成の要望がある。間接的ではあるが、語学以外での要望や不満がなかったという点では、ある程度、教育の効果は挙げられていると推定される。ただし、教員からの意見聴取は各学部1名で、その代表性に難点があった。また、人文学部では、自己点検評価から「教養原論」等の一部で教養教育の効果が挙げられていると推定された。教育の効果の状況については、これらのことから、提出された根拠資料・データは間接的ではあるが、一部問題があるが相応であると推定される。

専門教育履修段階の学生（専門教育を学んでいる立場から）の判断として、教養教育の有益性については、平成6年～平成8年にかけて2年次以上の学生に実施されたアンケートにより、「教養原論」、「総合科目」、「外国語科目」、「情報処理科目」、「保健体育科目」について、50%～70%が有益であるとしている。

また、平成11年12月に実施されたアンケートから、間接的ではあるが、実用英語に課題がうかがえるものの、「教養原論」、「情報処理科目」等について有益であると推定される。教育の効果の状況については、これらのことから、提出された根拠資料・データは評価の対象期間でのデータではなく、また、間接的ではあるが、一部問題があるが相応であると推定される。

卒業後の状況からの判断としては、昭和55～平成9年度卒業の卒業生から聞き取り調査を行っているが、サンプルが少なく、教育の実績や効果の程度が具体的に示されてはいなかったが、特定の授業科目ではないものの「教養教育が役にたった、生かされた」との意見があり、ある程度、教育の効果は挙げられていると推定される。また、雇用者等から見た卒業生の教養教育の効果についての資料・データはなかった。教育の効果の状況については、これらのことから、提出された根拠資料・データは部分的ではあるが、一部問題があるが相応であると推定される。

#### 実績や効果の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果はかなり挙げられているが、改善の必要がある。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

## 評価結果の概要

### 1. 実施体制

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教養教育の実施組織に関する状況、(2)目的及び目標の周知・公表に関する状況、(3)教養教育の改善のための取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教育課程を編成するための組織、教養教育を担当する教員体制、教養教育の実施を補助、支援する体制、教養教育を検討するための組織、目的及び目標の趣旨の教職員、学生等における周知、目的及び目標の趣旨の学外者への公表、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメント、取組状況や問題点を把握するシステム、問題点を改善に結びつけるシステムの各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、教員のそれぞれの特性を活かして教養教育に多面的に参画できる体制が工夫されている点を特に優れていた点として取り上げている。

### 2. 教育課程の編成

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教育課程の編成に関する状況、(2)授業科目の内容に関する状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教育課程の編成の内容的な体系性、教育課程の編成の実施形態(年次配当等)の体系性、教養教育と専門教育の関係、教育課程の授業科目への反映、授業科目と教育課程の一貫性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

### 3. 教育方法

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)授業形態及び学習指導法等に関する取組状況、(2)学習環境(施設・設備等)に関する取組状況、(3)成績評価法に関する取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、授業形態(講義、演習など)、学力に即した対応、授業時間外の学習指導法、シラバスの内容と使

用法、授業に必要な施設・設備、自主学習のための施設・設備、学習に必要な図書、資料、IT学習環境、成績評価の一貫性、成績評価の厳格性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、成績評価の一貫性と厳格性について、組織的な検討を行い、全学的・統一的な対応方策を作り上げる必要がある点を改善を要する点として取り上げている。

### 4. 教育の効果

この項目では、当該大学が有する目的及び目標において意図する教育の成果に照らして、(1)履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果、(2)専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、学生の履修状況、学生による授業評価結果、専門教育実施担当教員の判断、専門教育履修段階の学生の判断、卒業後の状況からの判断の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果はかなり挙っているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

## 特記事項

大学から提出された自己評価書から転載

本学では、平成 11 年度、当時の教養教育委員会（12 年度以降は教養教育運営協議会）の下に、WG 的委員会である教養教育検討特別委員会（12 年度以降、座長は教養教育副実施機構長）を設置して、カリキュラムや実施体制を中心に、14 年度からの教養教育の抜本的な改善を目指して精力的に検討していた。11～12 年度に 21 回の委員会と何度かの小規模な WG 会議を重ねて、13 年 4 月までに、見直しの規模や方向性についてある程度の合意を得るに至った。13 年度には、教養教育検討特別委員会の中に少人数の WG を設置し、また部会に検討を依頼して、「導入ゼミ」の開設や、教養原論と総合科目の見直し、英語をはじめ外国語教育の改善に取り組んでいた。さらに、実施体制・組織の見直しにも取りかかろうとしていた。

その矢先、県内国立 3 大学の統合に向けた協議が始まり、本学の方針として、見直しを一時的に凍結し、協議の推移を見守ることになった。統合が既定方針となったことを受けて、統合推進のために本学に設置された国立大学再編・統合検討委員会の中に教養教育部会を組織し、統合後の教養教育を構想することになった。同部会（教養教育の見直しの中心にあった副実施機構長などの委員が参加した）は 13 年 12 月に、初年次導入教育の充実、責任ある実施体制の構築などに関する具体的な提言を盛り込んだ「教養教育のデザイン 中間まとめ」を作成し、14 年 1～2 月に 6 回にわたって行われた教養教育に関する 3 大学間の合同会議に臨んだ。統合を推進する合意書が 3 月末に正式に交わされ、4 月以降、3 大学間で新設された新大学構想協議会で、新大学の大枠をまとめるべく議論を重ねている。教養教育もその大枠の一つに上がっており、上記合同会議での議論の成果も、ある程度そこに取り込まれることが予想される。

このような状況下、本学の教養教育の見直し作業は、12 年度までの検討で改善の方針が定まっていた TOEIC 等の英語検定試験の単位化や留学生向けの初習英語クラスの開設といったことは 14 年度に実現できた。他方、14 年度を目指して作業を進めていた見直しの仕上げについては、日程の変更を余儀なくされて今に至っている。なお、学生による授業評価に関しては、14 年度後学期に試行的に実施し、15 年度より正式に導入する予定であることを申し添えておきたい。